

令和7年生駒市農業委員会5回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和7年5月12日(月)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 10番 中井 啓二

農業委員会委員

1番 山角 ひろ子 2番 奥野 通孝

3番 田中 良治 4番 稲葉 健三

5番 今井 正徳 6番 岩前 利典

7番 松尾 克巳 8番 岡田 啓秀

9番 有山 富士美

農地利用最適化推進委員

辻 英雄 影林 則昭

池田 典夫 池谷 初英

前田 隆男 棚田 秀治

谷野 諭

説明者 事務局 局長 松井 伸幸

係長 塚崎 智茂 主査 田所 智

傍聴者 1名

議事次第

審議事項

1. 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
4. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
5. 農地の転用事実に関する照会について

6. 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について

7. 農地転用工事完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 農地集積集約にかかる資料
- 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)
- 意見の作成について(お願い)
- 令和7年度 生駒市農業委員会予定表(改)
- 第6次 生駒市総合計画第2期基本計画アクションプラン(令和7年度)

○係長 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 1 名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中井啓二会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名について、議長である私(10番 中井会長)と9番 有山委員、1番 山角委員にお願いしたい。

議案第1号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)」の説明を事務局に依頼

○係長 [議案読み上げ]

この案件については、「農業委員会等に関する法律」の第37条に基づき、農業委員会が農地利用の最適化を推進する状況や、事務の実施状況などを公表する規定である。今年度の活動目標の設定や、推進状況の公表などが定められている。農業委員会は、毎年度、農地利用の最適化に関する活動目標を設定し公表することとされており、公表内容として、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化に関する活動の成果目標が含まれている。農業委員会が農地利用の最適化をどのように推進しているのか、どのように活動しているのかを、広く一般に知らせることを目的としている。

農林水産省からの通知により、毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、その結果を公表するとともに、都道府県知事に報告するものとなっている。

内容は農業委員会の現在の体制、生駒市の農家・農地等の概要、令和6年度の生駒市農業委員会の活動実績等となっている。

なお、委員会で承認されたら、県を通じ、農林水産省に回答するが、その後軽微な変更があったら事務局で対応させていただくため、ご承知願いたい。

以上、審議をお願いしたい。

また、前回の定例会で委員の方から農林業センサスの概要について説明を求められた件だが、令和7年3月の議事録を確認したところ、同じ内容で1ページ目2番に農家・農地等の概要

とあり、3月に提示した資料と変わらないため、この資料で回答させていただく。質問の趣旨としては左に出てくる総農家数、農業経営体数、基幹的農業従事者数の定義についてと、右側の経営体数と数字が違う事について回答いただきたいとのことだった。農林業センサスの用語説明資料では、農家については、経営耕地面積が1000㎡以上の農業を営む世帯を総農家数としてカウントしている。下段の農業経営体数は経営耕地面積が3000㎡以上の農業者、または露地野菜や果樹等で作付け面積が一定規模以上の農業者をカウントしている。基幹的農業従事者数は15歳以上の世帯員のうち普段自営農業している者をカウントしている。また右の資料の経営体数については農林課のデータになるが、認定農業者については、農業経営基盤促進法に基づき生駒市の構想に基づいた農業経営計画として認定された方をカウントし、認定新規就農者数については、新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市が認定し、就農者とした方をカウントしている。農業参入法人については農地所有適格化法人と一般法人を合わせた数をカウントしている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第1号「令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」の承認を宣言

県を通じて国への報告と、その後、市ホームページによる公開を事務局に依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について」

報告第7号「農地転用工事完了の報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1～17、No.22～25は相続により所有権を、No.18～21は相続により賃借権を取得され

た農地について届出されたものである。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたものであり、権利の設定、移転を伴わない農地転用である。

No.1の申請地は、地図番号(1)で、生駒市図書館の西約120mのところに位置する辻町地内の農地である。青空駐車場を目的として、農地転用の届出がされたものである。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定、移転を伴う農地転用である。

No.1～20については地図番号(2)で、関西電力北田原変電所の西側に位置する北田原町地内の農地20筆で、データセンターを目的として農地転用の届出がされたものである。

No.21～30については地図番号(3)で、生駒高校の東約450mのところに位置する壱分町地内の農地で、青空資材置場を目的として農地転用の届出がされたものである。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1については163号線の国道敷として利用されており、No.2～4については昭和45年に4条申請がなされ、許可されたものである。No.5については昭和43年に4条申請がなされ、許可されたもので、No.6については旧の生駒北小学校の用地として利用されていたが現在は生駒北学校給食センターの敷地として利用されている。No.7、8については平成21年に5条申請がなされ、許可されたもので、No.9、10については数十年前からそれぞれ駐車場、宅地として利用されている。No.11については数十年前から山林化しており、今般地目変更の申請がされたものである。

報告第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について」

○主査〔報告読み上げ〕

生産緑地の指定を受けた農地において、生産緑地の所有者ではなく、主たる従事者に死亡

もしくは従事することが不可能となる故障が生じた場合、生産緑地に指定されている農地の市町村へ買い取り申出を行なうことができることになっており、市町村が買い取らない場合及び幹旋が不調になったときには、生産緑地の行為制限を解除することになっている。具体的には制限が解除されれば農地法の手続きをすれば転用行為が可能となる。この一連の手続は、生駒市都市づくり推進課が窓口として行うが、主たる従事者が農業に従事できなくなることが条件であるので、生駒市に対して買い取り申出を行うに際して、主たる従事者を確認する必要があるが、生駒市都市づくり推進課では確認できないため、この証明を農業委員会がすることになっている。

No.1～9及びNo.12については、主たる従事者の故障を理由に、No.10、11については、主たる従事者の死亡を理由として申請が出てきたことに伴い証明したことを報告している。

報告第7号「農地転用工事完了の報告について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、許可後、転用工事が完了したことの報告をしている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 報告第3号のNo.1～20だが、以前は市街化調整区域だったと思うのだが今は市街化区域になっているということか。

○主査 線引きの見直しがあつて、市街化区域に編入されたところである。

○委員 最近編入されたということか。

○主査 時期までは覚えていないが、以前に書類が回っており、間違いなく市街化区域である。

○委員 報告第6号だが、これは生産緑地の主たる従事者の証明で、買取は別紙の生産緑地の取得の幹旋について依頼という文章と一致するのかと思っていたのだが、見ていたらNo.12だけなかった。その辺りがわからない。例えば、No.1の地番は生農委第15－1で買取申し出がされている。それ以外にもNo.2～11まではあるが、No.12だけ見当たらない。

○主査 No.1～11は3月14日に主たる従事者の証明を発行しており、その後都市づくり推進課に対して買取申し出の手続きをされたものである。それに基づき都市づくり推進課がまず市の各課に買収の意志の有無を確認する。それと同時に今回農業者に対して取得の幹旋ということで、農業委員会の方に依頼が来る。それに基づき地元の方で買取希望者がいるか確認をいただき、あるようだったら3条の手続きをしていただき、なければ都市づくり推進課に報告する流れとなっている。No.12に関しては5月8日に主たる従事者の証明をしたところなので、まだ都市づくり推進課から取得の幹旋の依頼はない。

○議長 報告第6号の中のNo.10、11だが、この方の死亡日を教えて欲しい。

○主査 死亡日は令和6年7月30日である。

○議長 主たる従事者の証明について、亡くなられた場合は1年以内に申請をしないといけないため、確認させていただいた。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

○主査 「生産緑地の取得の斡旋について」の依頼文が届いており、先ほど報告第6号で報告させていただいたNo.2～11が生農委11－1号に載っており、No.1が生農委15－1号に載っている。地元において、農地として買取り希望があった場合、生農委11－1号は令和7年6月10日までに、生農委15－1号は令和7年6月19日までに農業委員会まで報告をお願いしたい。なお、該当者があった場合は3か月以内に所有権移転が必要となってくるため、農地法第3条の手続きが必要になる。

○委員 この買取希望価格というのは本当に言い値でつけられているのか。

○主査 価格については規定がないので、この価格で買って欲しいという金額が書いてある。

○委員 本人が買い取って欲しいという希望の金額で自由に出せるという事だが、市としてそれを情報で出してもいい金額なのか。地価評価というのがあると思うが、それに合っていないでもいいのか。極端に言うと、地価評価が1,000円の農地を私は10,000円で買って欲しいと申し出できるという事か。

○主査 あくまで買取希望価格なので、本人の言い値を書いている。

○委員 妥当な金額かどうか全く検討されずに、本人が申し出すれば、その金額を提示できるということでもいいのか、少し疑問に思った。

○主査 以前も担当課に確認したことがあるが、あくまでも買取希望価格なので本人の言い値で書類を出していただいているという事だった。

○委員 評価額というのがあると思うので、これを農業委員会が認めるのはおかしいと思う。

○主査 農業委員会が認めているいないという話ではなく、あくまでも所有者の買取希望価格である。市街化区域なので転用が可能であり、斡旋が整わなければ住宅地になる事例が多い。

○委員 先ほど委員がおっしゃっていたのは、市長名で依頼しているのだから、それ相応の価格にすべきで、こんなに高い金額で斡旋していると捉えられるのではということだと思う。たしかにそう思われかねない部分もあると思うが、先ほど事務局からも説明のあったように、本人の希望額になっている。取得しても生産緑地なのですぐに家を建てるとかはできないため、農地として使わなくてはならない。ただ希望価格は宅地並みの価格になっている。買っても農地としてしか使えないから、現実的に売買が成立するのは難しいと思う。買取希望価格については色んな意見があるとは思いますが、そういう制度だと思っていただきたい。もちろん交渉によっては価格が下がることもあるかもしれない。

○主査 斡旋の結果、農家で買う人がいないとなると、都市づくり推進課から農地の所有者に生産緑地の行為制限を解除するという文章を出す。これが出されて初めて農地転用が可能となる。ただし、都市計画審議会を経て正式に外れるまでは生産緑地は生産緑地のままである。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 農地パトロールの報告を各委員に依頼

○委員 各地区の農業委員が農地パトロールについて報告

○議長 「その他」について事務局に依頼

○係長 意見の作成について(お願い)の説明

前回の定例会で市長への意見書を出すという事で、会長からまず意見の案をつくっていただいた。他の委員さんからの意見がなかったため、会長からいただいた意見の案をたたき台とし、今月末までにこの意見について、皆様から意見をいただいて次の定例会で再度意見案(改)という形で提示させていただく。7月に会長から市長へ宛て意見を出していただく予定である。

○議長 前回の定例会で地域計画を策定して地元農家の方の話を聞く機会があり、農業委員会として市長に意見として出すことが可能なので、作ってもいいのではないかと思います提案させていただいた。生駒市総合計画の第2期基本計画の中に私が言いたいことも含まれているように思うが、いずれにしても素案を事務局と精査していけばいいのではないかと思います。私が個人的に思う事を書いているので、追加構成等あったら今月中に事務局まで提出をお願いしたい。それを含め、次回定例会で素案という形で示したいと思う。生駒市総合計画の第2期基本計画に委員のおっしゃっていた農機具のマッチングも含まれており、これを入れていいのかはわからないが、私としては土地改良事業費の補助金要求などを一番求めたいと思う。令和6年度から取り掛かっているという話だが、具体的にどこまで進んでいるのかもわからないし、どこまで話を農家に知らせていただいているのかもわからない。この生駒市総合計画の第2期基本計画も含めて表現を考えて出せばいいのかと思う。

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○係長 次回の日程について

定例会 令和7年6月11日(水)午前9時30分 市役所 401・402会議室

現地調査 令和7年6月5日(木)

6月4日(水)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後3時33分閉会

農業委員会等に関する第27条の規定により、令和7年生駒市農業委員会第5回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

会 長 10番

農業委員 9番

農業委員 1番
